

令和 8 年 9 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

- 第 12 号 長門市ふるさと納税基金条例 . . . 1
- 第 13 号 長門市ケーブルテレビ放送センター条例の一部を改正する
条例 . . . 2
- 第 14 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例 . . . 3
- 第 15 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例 . . . 4
- 第 16 号 長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例 . . . 5
- 第 17 号 長門市県収入証紙調達基金条例を廃止する条例 . . . 6
- 第 18 号 市の区域内の字の区域の変更について . . . 7
- 第 19 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定める
ことについて） . . . 11
- 第 20 号 人権擁護委員候補者の推薦について . . . 12

報 告

- 第 1 号 権利の放棄について . . . 13

長門市ふるさと納税基金条例

1 趣旨

ふるさと納税及び企業版ふるさと納税による寄附金について、寄附者の意向を反映した施策へ効果的に活用できるよう長門市ふるさと納税基金を設置するため、必要な事項を定めるもの。

2 条例の主な内容

(1) 基金への積立額（第 3 条関係）

基金として積み立てる額は、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(2) 管理（第 4 条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することを規定。

(3) 運用収益の処理（第 5 条関係）

運用収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れることを規定。

(4) 繰替運用（第 6 条関係）

基金に属する現金を、繰替運用できることを規定。

(5) 処分（第 7 条関係）

次の事項の財源に充てる場合に限り、基金の取崩しができるものとする。

ア ふるさと納税寄附金を当該寄附金の使途の指定に応じた事業に要する経費の財源に充てるとき。

イ 企業版ふるさと納税寄附金をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（第 3 期長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める事業）に要する経費の財源に充てるとき。

3 施行期日

公布の日

長門市ケーブルテレビ放送センター条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

ケーブルテレビの有料チャンネルの名称変更及び利用料金の改定が行われたため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

有料チャンネルの名称及び利用料金の変更（別表第 2）

- ・「スターチャンネル」を「BS10 プレミアム」に改める。
- ・「2,090 円」を「1,980 円」に改める。

3 施行期日

公布の日

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する特殊勤務手当について、基準としている人事院規則 9－30（特殊勤務手当）の額が改正されたことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

消防業務従事手当（第 2 条関係）において、緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した職員の手当の額を、1 日につき 2,160 円から 2,880 円に改正するもの。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

4 その他

手当の財源は、緊急消防援助隊が消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担される。

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）の施行及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（昭和 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- （1）児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加（第 13 条関係）
- （2）理学療法士等のみなし保育士化・3 歳児の職員配置基準に係る経過措置期限の明示等（第 29 条、第 31 条、第 44 条、第 47 条、附則第 9 条関係）

3 施行期日

公布の日

ただし、第 13 条の改正規定は令和 8 年 12 月 25 日から施行

4 その他

本市において家庭的保育事業等を実施する事業者はない。

長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）の施行による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加（第 13 条の 2 関係）

3 施行期日

令和 8 年 12 月 25 日

長門市県収入証紙調達基金条例を廃止する条例

1 廃止の趣旨

長門市県収入証紙調達基金条例は、山口県収入証紙(以下「県収入証紙」という。)の購入及び売りさばきに関する業務を円滑かつ効率的に行うため、制定したものである。

この度、県収入証紙が令和 8 年 10 月 1 日をもって廃止されることに伴い、長門市県収入証紙調達基金条例を廃止するもの。

2 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

(県収入証紙廃止後、県への証紙返還及び払戻し手続きを行う必要があるため。)

3 その他

施行日前日における長門市県収入証紙調達基金条例に基づく基金に属する現金、有価証券その他の財産は、施行日において、一般会計に帰属する。

市の区域内の字の区域の変更について

1 趣旨

令和 6 年度地籍調査の完了に伴い、日置上及び日置中の区域内の土地の合筆等を行うことから、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域の変更を行うもの。

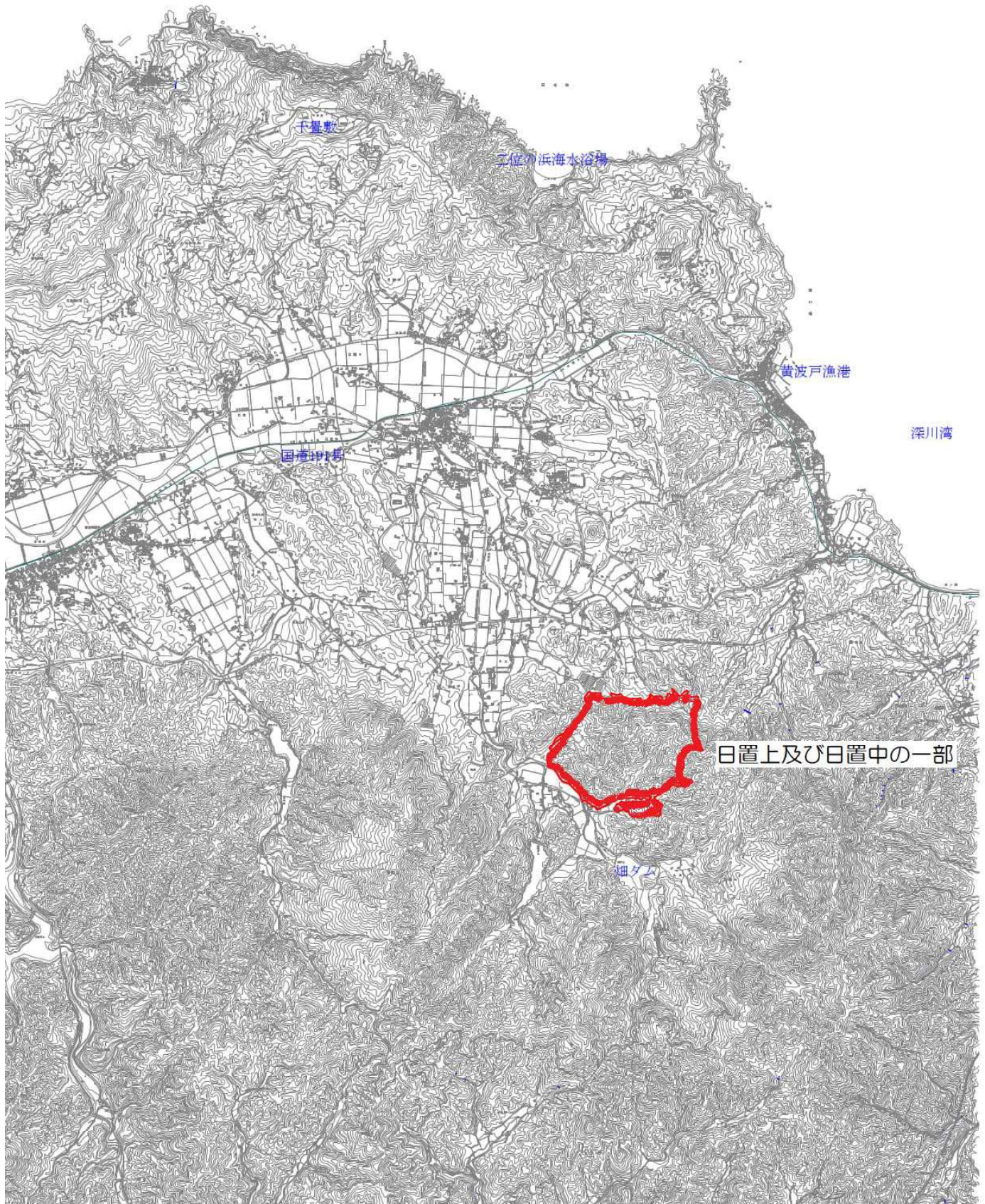
2 字の区域の変更となる土地

- (1) 長門市日置上字荒堀 10161 番 25 外 4 筆
- (2) 長門市日置中字開作 10014 番 外 24 筆

3 施行期日

国土調査法第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日

字変更区域図（令和6年度地籍調査実施区域図）



令和6年度地籍調査実施地区 字一覧図

【日置上及び日置中の各一部】

変更前字名 (※)

S=1:10000

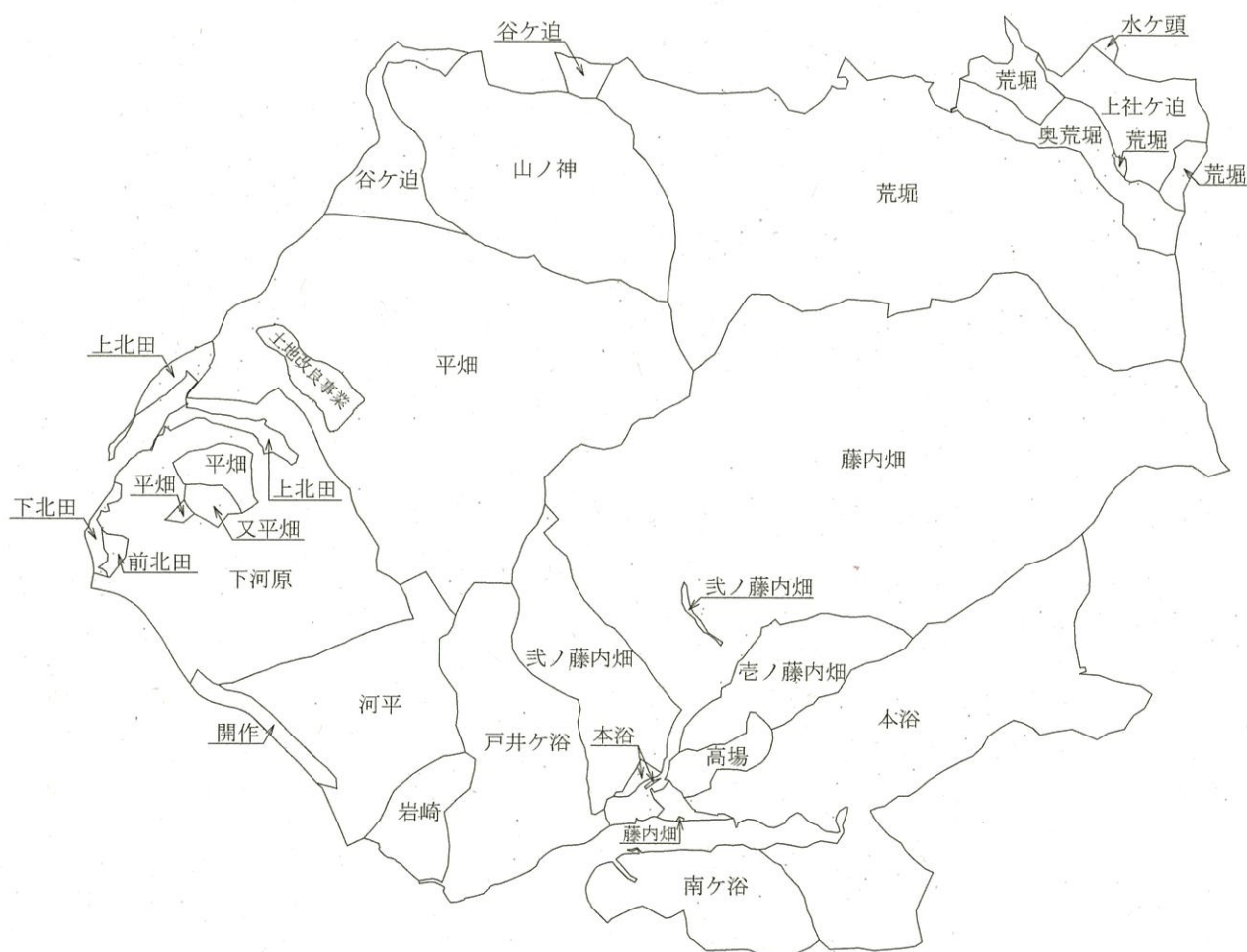


令和6年度地籍調査実施地区 字一覧図

【日置上及び日置中の各一部】

変更後字名

S=1:10000



専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

1 事故の発生日時

令和 8 年 7 月 13 日（月）午後 1 時 34 分頃

2 事故の発生場所

市道大内山上城線（長門市日置上上城）

3 損害賠償の相手方

山本重機運送有限会社（山口市大内山長野 1174－2）

4 事故の概要

市道大内山上城線において、草刈機を用いて市道周辺の除草作業を行っていたところ、小石が弾き飛び、作業現場付近を走行していた相手方の車両のフロントガラスに当たり、物的損害を与えたもの

5 相手方の損害の程度

ア 人的損害 無

イ 物的損害 車両の運転手側のフロントガラスの損傷

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝100：0

7 損害賠償の額

金 26,400 円

（内訳）修理費用 26,400 円

人権擁護委員候補者の推薦について

1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が市議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱する。

2 提案の理由

本市の人権擁護委員である阿部徹也^{あべてつや}氏の任期が令和 8 年 12 月 31 日をもって満了することに伴い、後任の委員候補者として同氏の再任を推薦することについて市議会の意見を求めるもの。

3 候補者の氏名・住所

住 所 [REDACTED]
氏 名 阿部 徹也（あべ てつや）

4 候補者の略歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

5 委員の任期

令和 9 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日（3 年間）

権利の放棄について

令和7年度 債権管理条例により放棄した債権の概要（上下水道局分）

令和7年度において放棄した債権（私債権及び非強制徴収公債権）は、19人分233,240円となっている。

放棄理由の内訳

1 水道料金について

条例第12条第1項第4号（徴収停止3年）該当分は、令和4年度に条例第9条を適用し徴収停止を実施している債権、第6号（生活困窮）該当分は、生活困窮で資力回復が見込めない者の債権である。

2 農業集落排水使用料について

条例第12条第1項第4号（徴収停止3年）該当分は、令和4年度に条例第9条を適用し徴収停止を実施している債権、第6号（生活困窮）該当分は、生活困窮で資力回復が見込めない者の債権である。

その他、条例第12条第1項第1号（時効満了）、第2号（破産等）、第3号（相続人なし等）、第5号（強制執行済み）によるものは該当ありません。